

さぬき市まちづくり寄附返礼品提供事業者募集要領

1 目的

さぬき市では、寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、市内特産品のPR、販路拡大並びにさぬき市の魅力発信を図るとともに、市内の地場産業の活性化等に寄与することを目的としています。このため、さぬき市への寄附を行った個人又は法人等（以下「寄附者」という。）への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

- (1) 返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトまたは返礼品カタログから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっており、提供いただく商品が、ふるさと納税返礼品として認められた場合は、ふるさと納税ポータルサイト等により広く紹介します。
- (2) 返礼品取扱業務を効率的・効果的に運営するため、市は返礼品等の取扱業務全般を指定する一括代行事業者（以下「委託事業者」という。）に委託します。返礼品提供事業者は、商品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給及びふるさと納税ポータルサイトへの掲載手続きを行う必要があります。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の各号のいずれにも該当する事業者であることを要件とします。ただし、要件に適合していても、市が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に事業所（本店・支店問わない）がある法人、団体及び個人事業者。（市長が特に認める場合を除く。）
- (2) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、発注・発送等の連絡が電子メールにて確実にできる環境が整っていること。

4 募集する返礼品の要件

次の要件を満たしている返礼品を募集します。

- (1) 市内で生産、製造、加工、サービスの提供がされているもの、または栽培、採取、育成された原材料を主として使用しているものであること。
- (2) 市内で提供される体験型サービス、市内の地域資源を利用したサービスであること。
- (3) 市の魅力のPR（発信）、地場産業の活性化につながる要素を持った商品であること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。

- (5) 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること。
- (6) 体験型サービスにおいては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ・市内でサービスが提供されること。
 - ・市内の地域資源を利用していること
 - ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。
 - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定または同額程度の代替品を提供すること。
 - ・安全性の配慮に努めること。
- (7) 写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合は、必ず利用の許諾を受けていること。

5 返礼品の価格

- (1) 返礼品の価格は、商品の本体価格（サービス代）、梱包代、消費税及び地方消費税を含むものとします。なお、送料は、本市が負担します。
- (2) 返礼品の価格が寄附金額に対し3割以下となるよう、寄附金額は返礼品の価格に応じて、市が決定します。なお、寄附金額は、1,000円単位にて設定します。
※寄附金額は、配送料金の見直し等により、決定後に変更する場合があります。

(寄附金額設定の例)

税等込み1,500円相当	→	5,000円の寄附に対する返礼品
税等込み6,000円相当	→	20,000円の寄附に対する返礼品
税等込み60,000円相当	→	200,000円の寄附に対する返礼品

6 返礼品提供事業者として登録することの効果

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品として登録された商品や体験サービスの画像、商品名、事業者名等を無料で掲載でき、全国へ商品と提供事業者のPRができます。
- (2) ポータルサイト掲載手数料、商品送料、販売手数料は必要ありません。
- (3) 寄附者への返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシを同封することで、自社製品等の販売促進及びPRが可能です。
※ただし、送付するパンフレットやチラシ等は、商品の金額がわかる内容は避け、返礼品発送時の商品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。
- (4) 返礼品の選定や、必要書類の作成は、市及び委託事業者が全面的にサポートします。

7 返礼品の内容変更等

返礼品提供事業者は、次のいずれかに該当するときは、市がまちづくり寄附業務を委託する一括代行事業者に対し、速やかに報告し、市に協議すること。

- (1) 商品の品質及び発送過程において事故等のトラブルが生じたとき。

- (2) 商品について寄附者から苦情等が寄せられたとき。
- (3) 在庫不足等により商品の発送が困難になる恐れが生じたとき。
- (4) 商品が販売中止又は終了したとき。
- (5) その他認定申請書の記載事項に変更が生じたとき。

8 個人情報の保護

本事業による業務遂行で知り得た個人情報の取扱については、さぬき市個人情報保護条例（平成17年さぬき市条例第7号）その他関係法令を遵守することとし、寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。

9 募集期間

随時募集を行います。

10 申込・決定方法

申込を希望される方は、次の書類を、下記（さぬき市総務部総務課）まで、メール又は郵送で提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とします。

申請書受付後、市で審査を行い、適当と認められる場合は返礼品提供事業者として決定します。

- ・必要書類 まちづくり寄附返礼品認定申請書（様式第1号）

11 問合せ先及び申込先

〒769-2195

香川県さぬき市志度5385番地8

さぬき市総務部 総務課

電話：087-894-1111

FAX：087-894-4440

E-mail：kifu@city.sanuki.lg.jp